

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行  
うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのままご記入ください。

## 環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省（総合環境政策局環境経済課）  
調査請負機関 株式会社サーべイリサーチセンター（社会情報部）

この調査は、環境省が平成3年度から実施しているものであり、企業における環境配慮行動について把握するためには、東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業と、従業員500人以上の非上場企業・団体を対象に実施するものです。

**この調査は、我が国における企業の環境配慮行動に関する全般的な状況を、継続的に把握するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しています（<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>）。今年度の調査結果につきましてはも集計の後、調査概要版として取りまとめたものうえ発表させていただくとともに、全文を環境省ホームページに掲載することといたしますので、よろしく御協力の程をお願い申し上げます。**

お問い合わせ等は、**調査票は平成23年10月6日（木）までに郵回答下さいます**ようお願い申上げます。

なお、調査票の問い合わせ等は、株式会社サーべイリサーチセンター（電話番号：0120-223-898）へお願いいたします【受付時間 10：00～12：00、13：00～18：00（土日・祝日を除く）】。

### 【記入時の注意事項】

1) 選択項目では該当するもの1つ(あるいは複数回答可の設問は該当するもの全て)を選び、この調査票の回答欄の番号に直接○を付けて下さい。

2) 選択項目のうち、「その他」を選んだ場合には、必要に応じて内容をご記入ください。

3) 本調査の対象把握期間は平成22年度です。回答にあたっては、手段の指示がない限り、平成23年3月31日現在の状況にてお願いいたします。

### 1. 貴組織の概要について

| 1. 組織名        | (巻末の表1より、最も当てはまる番号を1つ選んで下さい) |   |  |
|---------------|------------------------------|---|--|
| 2. 業種         | 2 → 2                        | 「ワール・ビズ」運営の実施   |  |
| 3. 本店所在地      | 3 → 3                        | 「ウォーム・ビズ」運営の実施  |  |
| 4. 資本金        | 4 → 4                        | 駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等工コドライブの普及・推進に努めるなど、定性的な目標も含む)を設定しているものの番号に○を付けて下さい。(自選認定) |  |
| 5. 直近売上高（実績）  | 5 → 5                        | 1~4以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、メチルオキシド等3カ)の排出量削減に貢献する取組の実施                                       |  |
| 6. 回答者氏名及び連絡先 | 6 → 6                        | オゾン層破壊物質(CFC、HCFC、ハロン等)の削減・排出抑制   |  |
| 7. 回答者所属部署    | 7 → 7                        | 大気汚染物質(NOX、SOx、PM、VOC等)や水質汚濁物質(BOD、窒素、燃りのん等)の排出量削減  |  |
| 8. 氏名         | 8 → 8                        | 事業所における化学生物質の使用量及び排出量の削減  |  |
| TEL           | 9 → 9                        | 製品中の有害化学物質の削減   |  |
| FAX           | 10 → 10                      | 騒音・振動の低減  |  |
| (内線<br>Eメール)  | 11 → 11                      | 悪臭の低減   |  |

\* 従業員には嘱託、パート、派遣社員を含みます。

## 2. 環境に関する取組状況等について

|  |
|--|
| 2-1. 貴組織では企業の環境への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |
| 1 ビジネスチャンスである  |
| 2 企業の社会的責任（CSR、社会貢献を含む）の一つである                                  |
| 3 法規制等をクリアするレベルでよい   |
| 4 今後の業務を左右する重要な転換点の一つとして取り組んでいる                                |
| 5 環境への取組で企業活動は関連がないと考えている                                      |
| 6 その他：( )  |

|   |
|---|
| 2-2. 貴組織では環境に関する経営方針を制定していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |
| 1 制定している  |
| 2 制定に向けて現在検討している                                    |
| 3 制定するこどは現在のところ検討していない                              |

|  |
|--|
| 2-3. 貴組織では、環境に関する具体的な目標（個別の取組項目に関する目標だけでなく、環境に関する取組全般を対象とした目標も含む）を認定していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |
| 1 設定している   |
| 2 設定に向けて現在検討している   |
| 3 設定するこどは現在のところ検討していない   |

|   |
|---|
| 2-4. 貴組織では環境保全に関してどのような取組を実施していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。                                    |
| 1 「ウォーム・ビズ」運営の実施  |
| 2 駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等工コドライブの普及・推進に努めるなど、定性的な目標も含む)を設定しているものの番号に○を付けて下さい。(自選認定) |
| 3 大気汚染物質(NOX、SOx、PM、VOC等)や水質汚濁物質(BOD、窒素、燃りのん等)の排出抑制   |
| 4 オゾン層破壊物質(CFC、HCFC、ハロン等)の削減・排出抑制   |
| 5 事業所における化学生物質の使用量及び排出量の削減  |
| 6 製品中の有害化学物質の削減   |
| 7 騒音・振動の低減  |
| 8 惡臭の低減   |

|   |   |
|---|---|
| 2-6. 塗組織では、自家の従業員に対して環境教育を行っていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |   |
| 12  | → 12 省エネルギー、省資源の推進  |
| 13  | → 13 オフィスにおける新規物（一般家庭用）の差止め、リサイクルの推進                          |
| 14  | → 14 産業系機器の発生抑制、リサイクルの推進                                      |
| 15  | → 15 廃製品、容器包装等の回収、リサイクルの推進                                    |
| 16  | → 16 再生資源の原材料としての利用   |
| 17  | → 17 印刷、コピー、事務用品等の削減  |
| 18  | → 18 環境保全のための技術の開発や環境保全型商品などの開発、販売                            |
| 19  | → 19 社内の環境管理制度の整備   |
| 20  | → 20 従業員に対する環境教育の実施（公害防止のほか、地球温暖化問題など環境問題全般の教育研修を含む）          |
| 21  | → 21 会社施設への用学者及び出席授業等の実施による学校や地域住民等に対する環境教育                   |
| 22  | → 22 ヒートアライメント対策（建築物の涼化、敷地の保水性舗装等）                            |
| 23  | → 23 環境に配慮した投融资の実施  |
| 24  | → 24 上記1～23までの取組のうちかについて環境に関する市民団体（NPO、NGO、市民グループ等）と連携して行っている |
| 25  | → 25 その他の（ ）  |
| 26  | → □ 特に取組は行っていない   |
| ⇒問2-5へお進みください。  |   |

  

|   |                    |
|---|--------------------|
| 2-7. 塗組織では、従業員向け環境教育をどのような形（方法、講師、形式等）で実施していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                    |
| 1   | 定期的に行っている          |
| 2   | 定期的ではありませんが、行っている  |
| 3   | 従業員の希望に応じて行っている    |
| 4   | 従業員に対する環境教育は行っていない |
| 5   | その他：（ ）            |
| ⇒問2-7へお進みください。  |                    |

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 2-8. 塗組織では、どのような環境に関する社会貢献活動を実施していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                      |
| 1   | リサイクル等の資源回収活動の支援を実施                  |
| 2   | 植林・育林活動を実施、支援                        |
| 3   | 国立公園などの原生的な自然環境の保全（自然の復元、森林管理、土地購入等） |
| 4   | 里地里山などの少少的な自然環境の保全                   |
| 5   | 野生動物の保護やその生息・生育地の保全                  |
| 6   | 緑化を実施                                |
| 7   | 清掃活動の実施又は参加                          |
| 8   | 環境に関するイベント等の参加、出展                    |
| 9   | 社員の環境に関する社会貢献（ボランティア）活動への参加          |
| 10  | 施設見学の受入                              |
| 11  | 環境に関する地域活動又は市民団体（NPO、NGO、自治会等）への支援   |
| 12  | ノーカーテーへの協力又は自家用車以外での通勤運転             |
| 13  | チャレンジ25への参画                          |
| 14  | 1～13以外の活動を実施している（ ）                  |
| 15  | 実施に向けて現在検討している                       |
| 16  | 実施することは現在のところ考えていよい                  |
| ⇒問2-9へお進みください。  |                                      |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 2-5. 塗組織で把握している環境負荷データはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                  |
| 1   | 総エネルギー・投入量                       |
| 2   | 総物質投入量                           |
| 3   | 紙（コピー用紙、コンピューター用紙等）の使用量          |
| 4   | 水資源投入量                           |
| 5   | 温室効果ガス排出量                        |
| 6   | 化学物質排出量・移動量                      |
| 7   | 廃棄物等総排出量                         |
| 8   | 廃棄物最終処分量                         |
| 9   | 総排水量                             |
| 10  | 自動車排出ガス中の大気汚染物質（窒素化物、粒子状物質等）の排出量 |
| 11  | その他の環境負荷データ：（ ）                  |
| 12  | 把握していない                          |

|   |  |
|---|--|
| 2-9. 貴組織では、大学等で環境系学部に在籍していたことや、環境に関する研究を行っていたことを理由として採用を行っていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 採用を行っている  |  |
| 2 定期的ではありませんが、採用を行っている  |  |
| 3 今後採用を考えている  |  |
| 4 採用は行いません  |  |

⇒問3-1へお進みください。

### 3. 環境マネジメントシステム等の監査、認証等について

|  |  |
|--|--|
| 3-3. 貴組織では、「LCA(ライフサイクルアセスメント)」(※)についてどのように取り組んでいますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 自社製品等の削減を実施しておらず、その結果を公表していない  |  |
| 2 自社製品等の評価は実施しているが、公表していない   |  |
| 3 自社製品等の評価の実施に向けて現在検討中である  |  |
| 4 情報収集を行っている   |  |
| 5 特別な対応はしていません   |  |
| 6 LCAをよく知らないので特に取組は行っていません   |  |
| 7 LCAによる評価をすべき製品等はないので特に取組は行っていません   |  |

※ ライフサイクルアセスメントとは、商品の生まれる前の準備段階からはじまって、最終的に商品が廃物とされるまで全ての段階（ライフステージ）において、環境に影響を与える物質の排出状況、使用・消費状況を把握することにより、重要な環境問題について考え、評価することをいいます。

### 4. 子会社、取引先との関係について

|   |  |
|---|--|
| 3-1. 貴組織では、環境マネジメントシステム(※)の国際規格「ISO14001 規格」の認証についてどのようにされていますか(される予定ですか)。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 全社(全事業所)において既に認証を取り得した  |  |
| 2 一部の事業所にて認証を取り得した  |  |
| 3 今後認証を取得する予定である  |  |
| 4 ISO規格に基づくシステムを構築して(構築する予定である)が、認証を取得するつもり   |  |
| 5 ISO規格以外に、環境マネジメントシステムを構築した(構築する予定である)   |  |
| 6 ISO規格等に興味がない  |  |

※ 環境マネジメントシステムとは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これら達成に向けて取り組むための仕組み。環境マネジメントシステムには、ISO(国際標準化機構)が策定したISO14001 のほかに、環境省が策定した中小事業者向けのエコアプロセス(環境マネジメントシステム)や、地域版の環境マネジメントシステムのKES等がある。

|  |  |
|--|--|
| 3-2. 貴組織では、ISO14001 規格の認証取得によりどのような効果がありましたか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 省資源・エネルギー等によりコストの削減につながった  |  |
| 2 環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷低減につながった  |  |
| 3 社員の意識統一が図られ、環境への意識の向上につながった  |  |
| 4 内部、外部のコミュニケーションが円滑に図られるようになった  |  |
| 5 対外的な信用が向上した  |  |
| 6 組織のブランド価値が向上した   |  |
| 7 認証にかかる費用の割にはメリットがなかった  |  |
| 8 その他:( )  |  |

-190-

|   |  |
|---|--|
| 4-1. 貴組織では、子会社(出資比率50%超)に対して自社の環境方針と合致するような環境面の取組に開示する措置又は要請をしていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 實施している  |  |
| 2 主要な子会社のみ実施している  |  |
| 3 實施に向けて現在検討している  |  |
| 4 實施することは現在のところ考えていない   |  |
| 5 子会社はない  |  |

|   |  |
|---|--|
| 4-2. 貴組織では、取引先(請負業者、純・業者等)の選定に当たり、どのような環境に関する選定基準を設けていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 ISO14001 の認証取得を条件とした環境に関する選定基準を設けている  |  |
| 2 環境報告書の作成を条件とした環境に関する選定基準を設けている  |  |
| 3 エコアクション21(※)の実施を条件とした選定基準を設けている   |  |
| 4 地方自治体等が策定した地元版の環境マネジメントシステム等の実施を条件とした選定基準を設けている                                       |  |
| 5 独自に策定した環境マネジメントシステムの実施を条件とした選定基準を設けている  |  |
| 6 環境マネジメントシステムとまでは言えないが、選定に際して環境面に開する向からかの条件を設けている                                      |  |
| 7 その他の基準:( )  |  |
| 8 環境に関する選定基準は設けていないか考慮はしている   |  |
| 9 今後考慮する予定である   |  |
| 10 現在のところ考慮する予定はない  |  |

※環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステム構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

|   |                |
|---|----------------|
| 4-3. サプライチェーン・ネジメントにおける環境配慮についてどのように思われますか。1つ選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。 |                |
| 1 ISO14001を取引先等に推奨している  |                |
| 2 エコアクション21等の中小事業者向け環境マネジメントシステムを取り扱う大企業ごとに推奨している               | →問4-4へお進みください。 |
| 3 ISO14001を取引先等について検討している                                       |                |
| 4 取り組む予定はない   |                |
| 5 具体的な方法について今後検討している  |                |
| 6 その他：（ ）   |                |
| 7 環境配慮を考慮した選定を実施することはない   |                |

#### 6. 環境に関する情報開示、コミュニケーションについて

|  |   |                                  |
|--|---|----------------------------------|
| 6-1. 平成17年4月から施行されている「環境情報の提供等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」（※）をご存じですか。また、環境配慮促進法の内容（特定事業者を含めた国等に対する環境報告書の作成・公表の義務化だけでなく、地方公共団体、並びにこれらの大企業ごとに推奨する環境報告書の作成に努める旨定められたこと）をご存じですか。1つ選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。 | 1 存在及びその内容について知っている<br>2 存在は知っているが、その内容までは知らない<br>3 存在を知らないかった  | →問6-2へお進みください。                   |
| ※環境配慮促進法とは、事業者と様々な関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことです。  |   |                                  |
| 6-2. 対象組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を公開していますか。1つ選んで選択肢の番号〇に〇を付けて下さい。   | 1 一般に情報を探して見ている<br>2 特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を公開している<br>3 情報の公開はしていない   | →問6-3へお進みください。                   |
| 6-3. 対象組織では、温室効果ガスの排出量について情報の公開等を行っていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。  | 1 「地球温暖化対策の活性化に関する法律」に基づく温室効果ガス排出算定・報告・公表制度により国に報告している<br>2 地方公共団体が制定する温暖化防止条例等に基づき報告・公表している<br>3 環境報告書に記載して公開している<br>4 環境報告書と別に環境に関するパンフレット等により公開している<br>5 有価証券報告書、営業報告書の一部に記載している<br>6 アニユアルレポートに記載している<br>7 組織のホームページに掲載する等インターネットにより情報は共している<br>8 その他：（ ）<br>9 情報の公開を行っていない | →問6-4へお進みください。                   |
| 6-4. 対象組織では環境会計（※）を導入していますか。1つ選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。   | 1 既に導入している<br>2 導入に向けて現在検討している<br>3 導入は現在のところ検討していない<br>4 環境会計自体を知らない   | →問5-2へお進みください。<br>→問6-1へお進みください。 |
| ※企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られる効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物理量単位）に測定する仕組み。この中でも、企業の発生物質削減と生産性向上に着目したものを作成するマテリアルフローコスト会計という。                                  |   |                                  |
| 5-1. 対象組織では環境会計（※）を作成・公表していますか。1つ選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。  | 1 環境報告書を作成・公表している<br>2 CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している<br>3 環境報告書を来年（度）に作成・公表予定である<br>4 CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として来年（度）は作成・公表予定である<br>5 作成していない  | →問6-5へお進みください。                   |
| 5-2. 対象組織で導入している環境会計において集計している項目に全て〇を付けて下さい。   | 1 環境保全コスト<br>2 環境保全効果（物理量）<br>3 環境保全対策による経済効果（金額）   | →問6-1へお進みください。<br>→問6-1へお進みください。 |

※企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られる効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物理量単位）に測定する仕組み。この中でも、企業の発生物質削減と生産性向上に着目したものを「マテリアルフローコスト会計」という。

|  |  |                |
|--|--|----------------|
| 6-4. 対象組織では環境報告書（※）を作成・公表していますか。1つ選んで選択肢の番号〇を付けて下さい。   | 1 環境報告書を作成・公表している<br>2 CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している<br>3 環境報告書を来年（度）に作成・公表予定である<br>4 CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として来年（度）は作成・公表予定である<br>5 作成していない | →問6-5へお進みください。 |
| ※環境報告書とは、事業活動における環境配慮の方針、目標を明らかにし、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的な報告原則に則り総合的・本筋的に取扱い、広く社会に対して定期的に公表・報告するものをおいいます。【出典：環境報告ガイドライン（2007年度版）より要約】 |  |                |

## 7. 環境ビジネスについて

| 6-5. 環境報告書の信頼性を高める手段としてどのような審査を受けていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
|--|--|
| 1 作成部署とは別の部署による内部審査を実施している   |  |
| 2 第三者機関等による審査を受けている  |  |
| 3 内部審査の実施に向けて現在検討している  |  |
| 4 第三者機関等による審査の受審に向けて現在検討している   |  |
| 5 審査ではないが、第三者機関・有識者等からのコメントを受けている                                    |  |
| 6 その他（ ）   |  |
| 7 内部審査や第三者機関等による審査を受ける予定はない  |  |

| 6-6. 対組織では、環境報告書以外にどのような方法で環境に関するデータ、取組等の情報を公開していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
|--|--|
| 1 環境報告書とは別に環境に関するパンフレット等により情報提供している  |  |
| 2 組織案内等のパンフレット等の一部に記載している  |  |
| 3 有価証券報告書、営業報告書の一部に記載している  |  |
| 4 アニユアルレポートの一部に記載している  |  |
| 5 組織のホームページに掲載する等インターネットにより情報提供している  |  |
| 6 工場・施設等の見学会を受付いている  |  |
| 7 地域住民に対して事業活動について説明する場を設けている  |  |
| 8 ステークホルダーリアログ（利害関係者との意見交換会）を実施している  |  |
| 9 テレビ、新聞等のマスメディアを活用した広告により情報提供している   |  |
| 10 セミナー、シンポジウム、展示会等を開催し情報提供している  |  |
| 11 環境報告書以外の方法による情報公開を行っていない  |  |
| 12 その他（ ）  |  |

|   |  |
|---|--|
| 7-1. 対組織では、環境ビジネス（※）をどのように位置付けていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 既に事業展開をしている、又はサービス・商品等の提供を行っている                         |  |
| 2 今後、事業展開をする、又はサービス・商品等の提供を始める予定がある                       |  |
| 3 現状では何もしてないが、今後の組み合い                                     |  |
| 4 今後も取り組む予定はない  |  |
| 5 よくわからぬ  |  |

※ここで、環境ビジネスとは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを目指します。

  

|  |  |
|--|--|
| 7-2. 今後、対組織での環境ビジネスの進展において、どのような問題を考えられますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 それらの方野についての市場競争では採算が合わないことに  |  |
| 2 現状の市場競争では課題がわからないこと  |  |
| 3 消費者やユーザーの意識・関心がまだ低いこと  |  |
| 4 開発や販売に当たっての国等の支援が十分がないこと   |  |
| 5 関連する情報が十分に入手できないこと   |  |
| 6 製品・技術の環境保全効果について、消費者やユーザーに信頼してもらえないこと                                  |  |
| 7 技術開発や設備、人材等の経営資源の追加的な投資を考えると、リスクが高いこと                                  |  |
| 8 アイデアやノウハウはあるが、経営資源に余裕がないこと   |  |
| 9 組織力でアイデアやノウハウが不足していること   |  |
| 10 その他：（ ）   |  |
| 11 特に問題はない   |  |

  

|  |  |
|--|--|
| 7-3. 環境ビジネスの進展のために行政にどのような支援を望みますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 環境ビジネスに関する情報の提供（成功事例や市場の見通しへ）                                  |  |
| 2 行政による環境ビジネスに関する機関窓口の設置   |  |
| 3 税制面での優遇措置  |  |
| 4 規制緩和   |  |
| 5 低利融資等の融資制度の拡大  |  |
| 6 新たな市場づくり   |  |
| 7 環境ビジネスの啓発的啓発活動   |  |
| 8 消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動  |  |
| 9 環境ビジネスのためのネットワークづくり  |  |
| 10 その他：（ ）   |  |

  

|   |  |
|---|--|
| 6-7. 環境報告書の普及や質の向上のためにはどのような方策が必要と考えますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 優れた環境報告書等の表彰  |  |
| 2 環境報告書の開示内容に関するガイドラインの改訂   |  |
| 3 環境負荷（温室効果ガス、廃棄物排出量等）等のデータの集計方法に関するガイドラインの作成                         |  |
| 4 一定の基準や要件を満たす環境報告書等の審査登録の仕組みの整備                                      |  |
| 5 環境報告書等の公表の義務付け  |  |
| 6 その他：（ ）   |  |

## 8. 地球温暖化防止対策について

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 8-1. 対組織では、環境に対する経営方針あるいは事業活動の中で、地球温暖化防止への取組について、どのように位置付け、取り組んでいますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                   |
| 1  | 地球温暖化防止の取組に関する方針を定め、取組を行っている      |
| 2  | 地球温暖化防止の取組に関する方針を定めているが、取組を行っていない |
| 3  | 地球温暖化防止の取組に関する方針は定めていないが、取組を行っている |
| 4  | 地球温暖化防止の取組に関する方針は定めておらず、取組を行っていない |

8-2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の低減に向けた行動をます、主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置にに関する計画を作成し、公表するように努めなければならぬと規定されています。この規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 法の規定に基づいて、計画を作成し実行している（数値目標を掲げている）  |
| 2 | 法の規定に基づいて、計画を作成し実行している（数値目標は掲げていない） |
| 3 | 法の規定に基づいて、計画を作成しているが公表はしていない        |
| 4 | 法の規定に基づいた計画の作成に向けた原注検討している          |
| 5 | 計画を作成する予定はない                        |
| 6 | そのような法律があることを知らないかった                |
| 7 | その他：（ ）                             |

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 地球温暖化対策税（環境税）の導入に賛成（又はやむを得ないと思ふ）      |
| 2 | 内容次第ではあるが、どちらかといえば地球温暖化対策税（環境税）の導入に賛成 |
| 3 | 内容次第ではあるが、どちらかといえば地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対 |
| 4 | 地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対                   |
| 5 | わからぬ                                  |
| 6 | その他：（ ）                               |

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 8-4. 地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                 |
| 1   | 我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため            |
| 2   | 自社の経営を圧迫する恐れがあるため               |
| 3   | 自主的取組だけで十分であると思うため              |
| 4   | 排出量等を直接制御する措置を活用すべきであると思うため     |
| 5   | 政府の温暖化対策予算は十分であると考えるため          |
| 6   | 政府の温暖化対策予算は他の財源から手当すべきであると考えるため |
| 7   | 使い途がつきりしないため                    |
| 8   | 生産設備が毎日放出する恐れがあるため              |
| 9   | 温暖化防止の効果がないと考えられるため             |
| 10  | その他：（ ）                         |

  

|  |  |
|--|--|
| 8-5. 仮に地球温暖化対策税（環境税）が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たさなければ、最も限界を越えていませんか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1  | 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しある程度減らすほど、業種毎に適度に負担が偏らないようにすること |
| 2  | エネルギー多消費産業に過度な負担を設けるほど、業種毎に適度に負担が偏らないようにすること     |
| 3  | 温暖化対策について努力をしている企業には、減免を認める仕組みがあること              |
| 4  | 産業部門だけでなく、民生部門（家庭、商業、オフィスビル等）も例外なく対象とするこ         |
| 5  | 地球温暖化対策税（環境税）の枠内による割合で、他の税の減税や社会開発の補助として引受けられること |
| 6  | 地球温暖化対策税（環境税）の税収を企業の温暖化防止のための投資等の補助として用いること      |
| 7  | その他の条件：（ ）                                       |
| 8  | 内容又は条件に賛成する理由（環境税）の導入には反対である                     |
| 9  | わからぬ   |

  

|  |  |
|--|--|
| 8-6. 仮に地球温暖化対策税（環境税）が導入される場合には、税収はどう使うべきと考えますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1  | 一般財源とするべきである                           |
| 2  | 温暖化对策（植林等）を含めて社会全体に還元される）のために使うべきである   |
| 3  | 温暖化対策の中でも特に企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべきである |
| 4  | 減税又は社会開発資金の整備などのため使うべきである              |
| 5  | その他の用途：（ ）                             |
| 6  | 税収の用途に賛成する理由（環境税）の導入には反対である            |
| 7  | わからぬ                                   |

※ここでの地球温暖化対策税（環境税）は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

※ここでの地球温暖化対策税（環境税）は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

※ここでの地球温暖化対策税（環境税）は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

※ここでの地球温暖化対策税（環境税）は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

|  |                |
|--|----------------|
| 8-7. 地球温暖化を防ぐために、「国内排出量取引制度」※の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                |
| 1 国内排出量取引制度の導入に賛成  | →問8-9へお進みください。 |
| 2 内容次第ではあるが国内排出量取引制度の導入に賛成   |                |
| 3 内容次第ではあるが国内排出量取引制度の導入に反対   |                |
| 4 国内排出量取引制度の導入に反対  |                |
| 5 国内排出量取引制度の内容が不正確であるため、賛成でも反対でもない   |                |
| 6 その他：（ ）  | →問8-9へお進みください。 |

※ここで「国内排出量取引制度」とは、温室効果ガス排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムの活用を認めたもののです。

#### 8-8. 国内排出量取引制度の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 1 我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため |  |
| 2 自社の経営を圧迫する恐れがあるため    |  |
| 3 自主的取組目標で十分であると思うため   |  |
| 4 規制的な措置を活用すべきであると思うため |  |
| 5 排出量の割当方法が不明確であるため    |  |
| 6 暖暖化対策の効果がないと考えるため    |  |
| 7 その他：（ ）              |  |

8-9. 反対に国内排出量取引制度が導入される場合には、どのような内容又は条件が挙げられることが最も限界と見えますか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1 我が国だけでなく、他の先進国も協調して国内排出量取引制度を導入することにより、先進国間での経済競争力の低下を招かないにこよなう。 | →問8-10へお進みください。 |
| 2 國際排出量取引が行われる国際市場とのリンクがあり、国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること               |                 |
| 3 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないにこよなう。  |                 |
| 4 自主的取組の枠内に排出量の枠の設定にあり、企業の裁量が認められるること                              |                 |
| 5 エネルギー多消費産業の排出枠の交付に配慮するなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること                   |                 |
| 6 産業部門だけでなく、民生部門（家庭、商業、オフィスビル等）も例外なく制度の対象とすること                     |                 |
| 7 その他の条件：（ ）   |                 |
| 8 内容又は条件に對りらず国内排出量取引制度の導入には反対である                                   |                 |
| 9 わからない  |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 8-10. 廉組織では、カード・オフセット（以下「オフセット」）に取り組んでいますか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                 |
| 1 取り組んでいる  | →問8-11へお進みください。 |
| 2 今後実施する予定である  |                 |
| 3 今後も取り組む予定はない   |                 |
| 4 わからない  |                 |

※カード・オフセットとは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主として排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について、他の場所での排出削減・吸収量等（クレジット）を購入することなどにより理め合わせ（オフセット）することです。  
クレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて施行される京都メカニズムクレジット、環境省が平成17年から実施している自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）で用いられる排出枠や、平成20年から日本国内のプロジェクトにおいて実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証するオフセット・クレジット（J-VER）、ほかにも海外における様々なクレジットなどがあります。

|   |  |
|---|--|
| 8-11. 廉組織では、カード・オフセット（以下「オフセット」）にどのように取り組んでいますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 商品製造・販売時やサービス利用時に排出される温室効果ガス排出量をオフセット                                       |  |
| 2 会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット   |  |
| 3 自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット   |  |
| 4 京都メカニズムクレジットの購入によるオフセット   |  |
| 5 オフセット・クレジット（J-VER）の購入によるオフセット   |  |
| 6 自主参加型排出量取引制度（JVETS）の排出枠の購入によるオフセット  |  |
| 7 海外のVER（京都議定書、EU統一排出量取引制度等の法的拘束力をもつた制度に基づいて発行されるクレジット以外のオフセット）の購入によるオフセット    |  |
| 8 その他：（ ）   |  |

|   |  |
|---|--|
| 8-12. 廉組織で今後オフセットの取り組みを行うにあたり、行政にどのよう支援を望みますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1 オフセットに対する相談支援   |  |
| 2 消費者の意識向上のための啓発活動  |  |
| 3 先進的なオフセットの取組事例の紹介   |  |
| 4 購入可能なクレジットの情報提供   |  |
| 5 クレジット購入仲介業者の情報提供  |  |
| 6 地球温暖化对策推進法等、法令に基づく報告制度への位置づけ  |  |
| 7 クレジット購入費用等の税制面での優遇措置等、経済的・インセンティブ付与                                       |  |
| 8 会計・帳務処理方法の明確化   |  |
| 9 クリーン調達品目へのオフセット商品の導入  |  |
| 10 その他：（ ）  |  |

9. 生物多様性の保全について

|  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| 9-1. 貴組織では、生物多様性（※）の保全への取組と企業活動のあり方にについてどう思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                     |
| 1  | 自社の企業活動とともに開発があり、重視している             |
| 2  | 自社の企業活動との関連はあるが、それほど重視していない         |
| 3  | 生物多様性は重要ではあるが、自社の企業活動との関連性は低いと考えている |
| 4  | その他：（ ）                             |

※生物多様性とは、地球上の全ての生物の間に「個性」と「つながり」があることをいい、この生物多様性のもたらす恵みによって私たちのものと暮らししが支えられています。企業は原生開拓や遺伝情報の利用、事業所の設置などを通じて生物多様性の恩恵を受け、また影響を与えています。2006年には、生物多様性条約国会議において民間参画に関する決議がなされ、我が国の「生物多様性国家戦略2010」の中にも、企業の果たす役割の重要性について記載されています。

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 9-2. 貴組織では、環境に対する経営方針あるいは事業活動の中で、生物多様性の保全への取組について、どのように位置付け、取り組んでいますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |                                   |
| 1   | 生物多様性保全の取組に関する方針を定め、取組を行っている      |
| 2   | 生物多様性保全の取組は定めてないが、取組は行っている        |
| 3   | 生物多様性保全の取組に関する方針を定めているが、取組は行っていない |
| 4   | 生物多様性保全の取組に関する方針は定めておらず、取組も行っていない |

|  |  |
|--|--|
| 9-3. 貴組織では生物多様性の保全に関するどのような取組を実施していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。 |  |
| 1  | 事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握している<br>(希少種、絶滅危惧種に関する調査等を含む)  |
| 2  | 事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している   |
| 3  | 事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生物多様性から受けている恩恵（依存性）について調査し、把握している  |
| 4  | 生物多様性の保全を目的として土地を所有、賃借または管理している  |
| 5  | 生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している   |
| 6  | 過度の樵獲・採集など、生物多様性に重大な悪影響を及ぼす生産された豚肉・牛乳を使用しないように配慮している<br>荒廃地への植林やサンゴ礁の再生、絶滅が危惧される野生生物の保護など、人間活動により破壊された自然環境の保護や修復に取り組んでいる |
| 7  | 放置された人工林や里山など、人間活動の低下による生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる<br>原材料の調達などに当たって動植物の移動による生態系の搅乱が引き起こされないように配慮している            |
| 8  | 原材料の調達などに当たって動植物の移動による生态系の搅乱が引き起こされないように配慮している   |
| 9  | その他：（ ）  |
| 10   | 以上でアンケートは終ります。御協力ありがとうございました。  |

【アンケート回答対照表】  
表1：業種選択一覧表（1ページ 1. 貴組織の概要の2. に係わる業種）

| 選択番号 | 選択番号   | 選択番号   |
|------|--|--|
| 建設業  | 1 総合工事業(06)<br>2 職引工事業(07)<br>3 設備工事業(08)  | (卸売業、小売業)<br>31 その他の卸売業(55)<br>32 各種商品小売業(56)<br>33 衣服・飲食料・機械器具小売業<br>(57, 58, 59)                   |
| 製造業  | 4 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業(09, 10)<br>5 織維工業(11)<br>6 木材・家具・木製品製造業((12, 13)<br>7 ハーブ・紙・紙加工品製造業(14)<br>8 印刷・同関連業(15)<br>9 化学工業(16)<br>10 石油製品・石炭製品製造業(17)<br>11 プラスチック製品製造業(18)<br>12 ゴム製品製造業(19)<br>13 鉄鋼業(22)<br>14 非鉄金属製造業(23)<br>15 金属製品製造業(24)<br>16 電気機械器具製造業(29)<br>17 その他機械器具製造業<br>(25, 26, 27, 28, 30, 31)<br>18 その他製造業(20, 21, 32) | 金融業、<br>保険業<br>35 銀行業(62)<br>36 金融商品取引業、商品先物取引業<br>(65)<br>37 保険業(67)<br>38 その他(63, 64, 66)          |
|      |  | 不動産、<br>不動産賃貸業、管理業(68)<br>40 不動産賃貸業・管理業(69)<br>41 物品貿易業(70)  |
|      |  | 42 学術・開発研究機関(71)<br>43 広告業(73)<br>44 その他の専門・技術サービス業<br>(72, 74)                                      |
|      |  | 45 宿泊業、飲食<br>サービス業<br>46 飲食店(76, 77)   |
|      |  | 47 洗濯・理容・美容・浴場業(78)<br>48 その他の生活関連サービス業(79)<br>49 娯楽業  |
|      |  | 50 廉物処理業(88)<br>51 自動車整備、機械等修理業(89, 90)<br>52 職業紹介・労働者派遣業(91)<br>53 その他サービス業<br>(92, 93, 94, 95, 96) |
|      |  | 54 1~53までに属さない業種又は公務<br>(01, 02, 03, 04, 05, 81, 82, 83, 84, 85,<br>86, 87, 97, 98, 99)              |

※カッコ内の数字は日本標準産業分類の中分類を参考のため記載している